

地域ケア会議から政策形成につなげる仕組みについて

【地域ケア会議について】

- 介護保険法第115条の48に規定されている会議
- 地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援等を行うとともに、地域づくり・施策反映等につなげる。

開催主体	名 称	機 能
地域包括支援センター	個別支援のための地域ケア会議	個別課題解決 ネットワーク構築 地域課題発見 地域づくり・資源開発
	ふり返りのための地域ケア会議	
	課題抽出のための地域ケア会議	
	自立支援型ケアマネジメント検討会議	
区	各区地域ケア推進会議	地域づくり・資源開発 施策反映
福祉局	大阪市地域ケア推進会議	

【地域ケア推進会議について】

介護保険法に制度的に位置付けられた「地域ケア会議」のうち、行政が主催し、地域づくり・資源開発や施策反映の目的・機能を持つものである。

本市では、地域ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげるために、各区において区の実情に合わせて「区地域ケア推進会議」を開催し、地域課題の取り組むべきレベル（包括圏域・区・市）の検討などを行うとともに、市レベルで取り組む課題については、市地域包括支援センター運営協議会と社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を「大阪市地域ケア推進会議」と位置づけて、施策に反映する仕組みを構築している。

なお、これまで各区認知症施策については、認知症強化型地域包括支援センターが別途開催する区組織代表者級会議において報告検討していたが、令和5年度より、区地域ケア推進会議で一体的に行うこととする。

地域ケア会議から政策形成につなげる仕組み

